

財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を神奈川県大和市深見西八丁目6番12号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、スポーツ、緑化推進活動その他の多様な余暇活動に関する情報の収集及び提供並びに調査研究を行うとともに、これらの多様な余暇活動実践のための各種事業を実施することにより、市民の余暇意識の向上とゆとりある生活様式の創造を支援し、もって豊かで個性ある市民文化の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、緑化推進活動その他の余暇活動に関する各種事業の企画及び実施
- (2) 緑化その他の余暇意識の普及啓発
- (3) スポーツ、緑化推進活動その他の余暇活動に関する情報の収集及び提供
- (4) スポーツ、緑化推進活動その他の余暇活動に関する調査及び研究
- (5) スポーツ、緑化推進活動その他の余暇活動への支援
- (6) 公共施設等の管理運営
- (7) 機関誌その他の印刷物の刊行
- (8) 駐車場、食堂、売店等の経営
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事及び神奈川県教育委員会(以下「主務官庁」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の7日前までに理事会の承認を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人又は2人
- (3) 常務理事 1人

(4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)13人以上16人以内

(5) 監事 2人又は3人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを主務官庁、理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任す

るまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 21 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(理事会の構成及び機能)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項について議決する。

(理事会の開催)

第 23 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名(書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 30 条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は13人以上16人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第20条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

(評議員の報酬)

第31条 評議員は、有給とすることができる。

- 2 評議員会の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第33条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、又は評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第36条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開会す

ることができない。

(評議員会の議決)

第 37 条 評議員会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第 38 条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第 39 条 第29条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者および表決委任者」と読み替えるものとする。

第 6 章 事 務 局 等

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員(以下「事務局員」という。)を置く。

3 事務局員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 41 条 理事長は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 寄附行為

- (2) 役員、評議員及び事務局員の名簿及び履歴書
- (3) 理事会及び評議員会の議事録
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及びその証拠書類
- (7) 設立許可書等主務官庁の許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 42 条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 43 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

2 解散のときに有する残余財産は、大和市に寄附する。

第 8 章 補 則

(委 任)

第 44 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第30条

第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項又は第30条第4項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、役員にあつては平成4年3月31日まで、評議員にあつては平成5年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。